

ジェンダー統計の観点からの性別欄の 基本的な考え方について

ジェンダー統計の観点からの性別欄検討
ワーキング・グループ取りまとめ

内閣府男女共同参画局

令和 4 年 9 月

ジェンダー統計の観点からの性別欄の基本的な考え方について

(令和4年9月 ジェンダー統計の観点からの性別欄検討ワーキング・グループ取りまとめ)

1. 背景

性別欄をめぐる様々な動き

- ・ 各種申請書・履歴書・入学願書などから性別欄の廃止・見直しの動き（性別による無意識の思い込みの排除等を理由）
- ・ 地方公共団体を含む行政機関、民間企業・団体において、性別情報の取得の是非、取得する場合の選択肢などについて、適切な考え方や方法が分からず、一部で迷いが生じているように見受けられる。
- ・ この動向が各種統計調査等にも影響すれば、必要な男女別データの取得が難しくなるおそれ

ジェンダー統計の重要性

- ・ 国連第4回世界女性会議（北京女性会議、平成7年）では、女性の地位向上のためにはジェンダー統計が重要であることが改めて指摘された。
- ・ 統計が示すように我が国においては、男女共同参画社会が実現しているとは言い難い。

第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）

「男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計（ジェンダー統計）の充実の観点から、各種統計の整備状況を調査し、公表する。また、ジェンダー統計における多様な性への配慮について、現状を把握し、課題を検討する。」

※「女性版骨太の方針2022」においても、同趣旨の内容を記載。

男女共同参画会議「計画実行・監視専門調査会」の下で、専門家（統計、社会調査）、当事者団体、地方公共団体、民間企業から構成員を迎え、ジェンダー統計の観点からの性別欄検討ワーキング・グループを開催（令和4年5月～、計7回）

2. ジェンダー統計の観点からの性別欄の基本的な考え方のポイント

我が国の男女間格差が依然として大きい現状を踏まえれば、その解消に向けて、EBPMを実施する観点からも、**男女別のデータを確実に取得することが重要**。したがって、**性別欄の有無に関する拙速な対応は慎むべき**と考える。

性別情報を取得する際には、性別欄が存在することでハラスメントや差別に通じる困難に直面する人たちの存在を理解し、配慮することも必要。

議論の中では、国際的には既に統計調査において性的指向・性自認（性同一性）に関する質問項目を採用している国も存在することなどから、多様な性への配慮に留まらず、性的マイノリティの実態や課題の把握について実態を把握するべきだという意見があった。一方で、どのような質問項目や選択肢を設定するかについては、性別情報を取得する目的が調査によって異なり、それぞれの調査において取得の目的を十分に精査する必要があることなどから、丁寧に検討を行うべきであるなどといった意見もあった。こうした議論を経て、本ワーキング・グループとして、男女以外のデータを取得する場合の、適切な質問項目や選択肢を示すまでには至らなかった。

※この他、ワーキング・グループでの議論を整理するとともに、諸外国の統計調査、国内の調査、自治体・民間の取組例も参考資料として添付。現場での取組の参考とすることとする。

ジェンダー統計の観点からの性別欄の基本的な考え方について

令和4年9月

ジェンダー統計の観点からの性別欄検討ワーキング・グループ

令和2年12月25日に閣議決定された第5次男女共同参画基本計画においては、基本認識として、「男女共同参画の推進に当たっては、状況や課題を適切に把握するための男女別データの利活用の促進と、当該データを男女共同参画の視点に立った政策の企画立案・実施につなげることが重要」とし、具体的な取組として、「ジェンダー統計における多様な性への配慮について、現状を把握し、課題を検討する」とされている。これは、既に推進している社会全体の情報基盤である統計整備に加え、ジェンダー統計¹の必要性を再確認した上で、その推進に当たり性的マイノリティへの配慮を欠かさず、実態把握に努めることがこれまで以上に重要となってきたことを意味する。本計画に則り、男女共同参画会議に設置された「計画実行・監視専門調査会」の下、令和4年4月19日に「ジェンダー統計の観点からの性別欄検討ワーキング・グループ」が開催されることになり、今後のジェンダー統計の充実に向けて議論してきた。

本ワーキング・グループでは、統計や社会調査の専門家に加え、当事者団体や地方公共団体、民間企業から構成員を迎え、ジェンダー統計が持つ意義は大きいという共通認識の下、性別欄が存在することで報告者（回答者）に困難を強いることもあるということも念頭に置きつつ、多様な方面から真摯にかつ慎重に議論を進めてきた。議論の内容を踏まえ、ジェンダー統計の観点からの性別欄の基本的な考え方を次のとおり示す。

1. 背景

（1）ジェンダー統計の重要性

平成7年に北京で開催された国連第4回世界女性会議（北京女性会議）では、女性の地位向上を目指すためにはジェンダー統計が重要であることが改めて指摘され、採択された行動綱領では、国内、地域及び国際統計サービス並びに関係の政府及び国連機関が「個人に関するすべての統計が、性及び年齢別に収集され、集計され、分析され、提供されて、社会における女性と男性に関する課題、争点及び問題点を反映するよう保障すること」とされた。翻って我が国においては、就業者に占める女性の割合は諸外国と比較して大きな差はないものの、管理的職業従事者に占める女性の割合は13.2%と諸外国のおおむね30%以上を大きく下回り²、男女間賃金格差についても、中央値で比較した場合、男性を100とすると女性は78と、OECD諸国の88よりも大きい状況にある³ことなどからも分かるように、男女共同参画社会が実現しているとは言い難い。

¹ 第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）では「男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計」、国連（平成18年）では「生活のあらゆる分野の女性と男性の状況における差異及び不平等を適切に反映している統計」と定義されている。

² 出典：総務省「労働力調査（基本集計）」（令和3年）、諸外国はILO“ILOSTAT”

³ 出典：OECD“OECD Stat”（令和2年）

（２）性別欄をめぐる様々な動き

昨今、我が国においては、各種申請書・履歴書・入学願書などから性別欄の廃止・見直しを行う動きが見られるところである。性別欄が存在することでハラスメントを受けるなどの困難⁴に直面するトランスジェンダー⁵等への合理的な配慮や悪影響の回避を理由とするもの⁶や、例えば、採用活動等⁷において、性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を排除し、人物や能力を適正に評価するなど、公正確保を理由とするものもあり、この他にも背景は様々ではあるが、こうした動向が急速に広がることで、地方公共団体を含む行政機関や民間企業・団体において、性別情報の取得の是非や、取得する場合の選択肢などについて、適切な考え方や方法が分からず、一部で迷いが生じているように見受けられる。また、この動向が各種統計調査等にも影響すれば、必要な男女別のデータの取得が難しくなるおそれがある。

２．ジェンダー統計の観点からの性別欄の基本的な考え方について

本ワーキング・グループでは、我が国の男女間格差が依然として大きい現状を踏まえれば、その解消に向けて、我が国が推進しているEBPM（Evidence Based Policy Making、証拠に基づく政策立案）を実施する観点からも、男女別のデータを確実に取得することが重要であるという点について合意を得た。したがって、性別欄の有無に関する拙速な対応は慎むべきと考える。

一方、性別欄の選択肢がこれまでどおり男性か女性の二択だけで十分であるかについては、

⁴ 本ワーキング・グループでは、

①性別欄に記入を求められることによる困難として、

- ・様々な場所で性別の記入を求められることに苦痛を覚える、このことが長年にわたり積み重なることによって社会生活上困難を感じる場合がある。
- ・性別欄の設問で何を尋ねたいのか、何故尋ねたいのか分からない場合に、どのように回答したらいいか（自認の性で回答するか、法律上の性別を回答するか等）、困る場合がある。
- ・申請手続の際に、申請した性別と見た目の性別が異なることを確認されて苦痛を感じる、若しくは周囲の人に知られてしまう場合がある。
- ・「男性」「女性」以外の選択肢として「その他」という表現が使われている場合、疎外感を感じる場合がある。
- ・通常生活している性と異なる性の記載を求められることなどによるアウティング被害が懸念される。

②様々な書類に性別情報が記載されていることによる困難として、

- ・記載の性別と見た目の性別が異なることからアウティングや差別やハラスメントにつながるおそれがあり、様々な手続きを躊躇することにつながる場合がある。
- ・就職時に雇用保険や社会保険の資格を取得する場合に戸籍等の性別が記載された書類を提出しなければならないため、避けるために雇用保険や社会保険の適用とならない短時間の労働を選択せざるを得ない。

などといったものがあることが指摘された。詳細は、岩本構成員、神谷構成員の発表資料を参照。

⁵ 出生時に割り当てられた性別とは異なる性別の性自認・ジェンダー表現のもとで生きている人々の総称（性同一性障害者も含む）（日本学術会議法学委員会 社会と教育におけるLGBTIの権利保障分科会提言 性的マイノリティの権利保障をめざして（Ⅱ）—トランスジェンダーの尊厳を保障するための法整備に向けて— <用語解説> ⑦ トランスジェンダーより）。

⁶ 具体的な動きの例として、内閣府が実施した令和3年地方分権改革に関する提案募集において、法令等によって定められた各種届出様式等について、性的マイノリティの方への配慮を理由として、性別欄の削除を求める提案が行われたことが挙げられる。

⁷ 本ワーキング・グループでは、履歴書の性別に戸籍とは異なる、現在生活している性別を記載した結果、詐称だと言われるなど、性別欄の存在による就職活動時のハラスメントや差別的取扱いの事例が紹介された。詳細は、神谷構成員の発表資料を参照。

議論すべき余地があると考え。性別情報を取得する際には、性別欄が存在することでハラスメントや差別に通じる困難に直面する人たちの存在を理解し、配慮することも必要である。議論の中では、国際的には既に統計調査において性的指向・性自認（性同一性）に関する質問項目を採用している国も存在すること、国内でも行政機関や民間企業において多様な性に配慮した取組が既に実施されていることもあり、統計調査等においても多様な性への配慮に留まらず、性的マイノリティの実態や課題の把握を行うべきだ⁸という意見もあった。一方で、どのような質問項目や選択肢を設定するかについては、性別情報を取得する目的が調査によって異なり、それぞれの調査において取得の目的を十分に精査し、それに応じた個別の対応が求められること、特に、統計調査等の場合は異なる統計間の比較や連続性にも配慮する必要性もあることから、丁寧に検討を行うべきであるとの意見があった。上記の議論ではさらに、統計調査等において性的指向・性自認（性同一性）について質問している諸外国においては、専門委員会を立ち上げて数多くの試験的調査を重ねた上で、何年もかけて設問や調査ガイドラインを提案していることを踏まえれば、我が国においても別途専門的な検討体制の下で議論を行うことが望ましいという意見もあった。こうした議論を経て、本ワーキング・グループとして、男女以外のデータを取得する場合の、適切な質問項目や選択肢を示すまでには至らなかった。

以下には、本ワーキング・グループにおいて、ジェンダー統計の観点から性別情報の取得等について議論した内容を整理した。

（１）各種統計調査等

公的統計⁹や世論調査などに代表される、各種統計調査等は、政策立案や評価などを行う際に基礎的なデータとなる。そのため、例えば、政策の効果測定を行う方法の一つとして、政策の対象者と対象者以外を比較する方法があることから分かるように、当座、日常業務を遂行する上では必要がないと思われるような情報についても、分析上の必要性から、適宜収集することがある¹⁰。各種統計調査等の責任を有する機関においては、男女別データを確実に取得することを強く求める。

統計の作成は、情報を収集する側と、回答を記入する側の信頼関係の上に成り立っている。このことを踏まえると、どの時点の何の性別（出生時の性別、社会生活上の性別など）について聞いているのかを明確にするなど、回答者の立場に立った性別欄の検討や、データ取得の必要性や個人情報の適正な保護について説明責任を果たすことは、回答者からの信頼を得て、適切な回答へとつながり、正確な情報収集が確保されるという点からも価値のあること

⁸ 当事者のニーズや困難は、必ずしも当事者に聞くことで認識できるとは限らず、非当事者と比較することで格差を捉えることができるため、国内の統計調査等においても多様な性への配慮にとどまらず、実態を把握し、課題を解決するために、性的指向・性自認（性同一性）について質問することも検討するべきだとの意見があった。詳細は、釜野構成員、杉橋構成員の発表資料を参照。

⁹ 国の行政機関・地方公共団体などが作成する統計。統計調査により作成される統計（調査統計）のほか、業務データを集計することにより作成される統計（いわゆる「業務統計」）や他の統計を加工することにより作成される統計（加工統計）についても公的統計に該当する（総務省ホームページより）。

¹⁰ 神林構成員は、政策の立案・評価のために必要な情報を調査データ、行政行為のために必要なデータは業務データ、と整理している。詳細は、神林構成員の発表資料を参照。

だと考えられる。それぞれの統計調査等を実施する際に、丁寧な検討が行われることが望ましい¹¹。

（２）各種統計調査等以外

一方、各種統計調査等以外の、日常業務を遂行する目的で性別情報を収集する場合は、必要以上の情報を取得しないということが原則である。

そのため、性別情報を取得する理由を検討した上で、例えば、施設使用承認申請書（「男女」の区分けがある施設等を除く）や問合せフォームなどの、一度きりの行政目的や問合せ業務のために取得している各種申請用紙といった、業務の遂行や男女共同参画社会の形成に向けた取組の推進のために性別情報を取得する必要性が乏しいと判断されるもの¹²については、性別欄を不要とする判断もあり得る。また、性別情報を取得する場合においては、情報収集の目的を明確にし、個人情報保護の観点から、その目的から不当に外れた不適切な取扱いとならないよう徹底する必要がある。なお、男女共同参画社会の形成に向けた取組の推進のために、積極的に性別情報を取得すべきものとしては、女性活躍推進法¹³に基づき、事業主が事業主行動計画を策定するに当たって把握すべき項目などが挙げられる¹⁴。

関連して、各種証明書等の書類に性別情報を表示することにより、アウティングやハラスメント、差別につながる可能性を避けることができないとの意見もある。昨今では性別を記載しない住民票記載事項証明書や印鑑登録証明書などの証明書を発行する地方公共団体も増加しており、取得した性別情報を各種証明書等に表示することは、基本的には不要ではないかとの意見もあった¹⁵。

性別情報を取得する場合は、その必要性を吟味した上で、性別欄が存在することでハラスメントや差別に通じる困難に直面する人たちに配慮する必要があるという考え方は、民間企業・団体においても共通するものと思われ、性別欄の取扱いを検討する際に考慮する要素の一つとなり得るとの意見もあった。

3. 今後：ジェンダー統計の更なる充実に向けて

男女共同参画社会の形成に向けた取組を進めるに当たっては、ジェンダー統計の充実是非常に重要な課題である。第5次男女共同参画基本計画においては、「男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計（ジェンダー統計）の充実の観点から、各種統計の整備状況を調査し、公表する。また、ジェンダー統計における多様な性への配慮について、現状を把握し、課題を検討する。業務統計を含む各種調査の実施に当たり、可能な限り男女別デー

¹¹ 諸外国の統計調査における質問方法やガイドラインの例については参考資料3-1、国内の調査等において使用されている質問方法の例については参考資料3-2を参照。

¹² 例えば、群馬県では、県有施設使用承認申請書やボランティア応募用紙などで、性別欄を廃止している。詳細は、下山構成員の発表資料を参照。また、資生堂においては、一人一人のお客様の肌状態やニーズ・嗜好を確認して御紹介することこそが大切と考えているため、カルテやオンラインショップの登録情報や問合せフォームにおいては性別欄は設けない方向である。詳細は、塩見構成員の発表資料を参照。

¹³ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）。

¹⁴ 第5次男女共同参画基本計画の成果目標、参考指標となっているものも例として挙げられる。なお、これに限らず、男女の置かれている状況や意識の違いを把握することは男女共同参画社会の形成の推進のために資するものと考えられる。

¹⁵ 詳細は、岩本構成員の発表資料を参照。

タを把握し、年齢別・都道府県別にも把握・分析できるように努める。また、男女共同参画に関する重要な統計情報は、国民に分かりやすい形で公開するとともに、統計法に基づく二次的利用を推進する」とされており、今後、ジェンダー統計の充実の観点からの各種統計の整備状況の調査を行い、改善に向けて取り組む必要がある。

各種統計調査等を始めとした性別欄の検討に当たっては、トランスジェンダー等の性別欄をめぐる困難や、それに対する配慮の方法等について、本ワーキング・グループにて議論を行った内容を踏まえ、それぞれ責任を有する機関等において、各々の事情を考慮した丁寧な検討を経た上で、適切な対応がなされることが望ましい。引き続き、必要な情報共有を行いつつ、専門的に検討を進める体制の整備を含め、政府として検討を進めることが重要である。

多様な性などの多様な属性の人々¹⁶を、統計や政策において社会の構成員として見過ごさないよう取り組むことは重要である。このことは、国連が掲げる持続可能な開発目標

(SDGs : Sustainable Development Goals) において目指されている、地球上の「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現にも資するものでもある。社会全体で利用される情報基盤としての統計の充実に向けて、多様な属性の人々の情報を取得することについての議論が、速やかに行われることが望ましい。

¹⁶ 第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）においては、「性的指向・性自認（性同一性）に関すること、障害があること、外国人やルーツが外国であること、アイヌの人々であること、同和問題（部落差別）に関すること等を理由とした社会的困難を抱えている場合、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見を背景に、更に複合的な困難を抱えることがある。このため、上記のような様々な属性の人々についての正しい理解を広め、社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進めることが必要である。

多様な属性の人々の人権が尊重される社会を作ることは、それ自体が極めて重要なことであり、その結果として女性が複合的な困難を抱えるリスクが減ることにつながる。」とされている。

性別欄に関する構成員の見解の要約

本ワーキング・グループにおいては、構成員から以下のとおり、様々な見解が寄せられた。詳細については、各構成員の発表資料を参照。

[五十音順]

岩本構成員

- ・性的マイノリティの人権保障とジェンダー統計の維持・充実は、どちらも重要である。また誰もが人権を保障される公平な社会を目指す大きな目的は共通し、一方のみでは成り立たない。様々な取組の実態からみても両者は両立可能であり、両立を目指すべき。
- ・扱う性別情報（性別欄の内容や必要性）は、目的や対象者に応じ、差別やハラスメントを生まないよう合理的配慮が具体的に必要。これは調査で無回答や回答拒否を減らし、良質なデータを得て、質の高い分析や政策的に有意義な知見を得ることにもつながる。
- ・国際的動向も視野に、男女の性別2元論にとどまらず、SOGIESC（性的指向・性自認・ジェンダー表現・性的特徴）の視点も含むジェンダー統計となるよう改善・充実すべき。
- ・そのため諸外国の例も踏まえ、行政と研究者・関係実務家による調査研究と実務的改善、そのための情報共有に継続的に取り組む体制を、政府レベルで設ける必要がある。

釜野構成員

- ・従来のジェンダー統計で明らかにしようとする「男女」の格差と、SOGI（性的指向・性自認）による格差は、いずれもジェンダーをベースとする格差であり、両者を視野に入れながら探求することが学術的にも政策的にも有意義で実りの大きな成果となる。SOGIによる格差は社会の様々なところに存在しているため、SOGIによる統計的比較ができるデータを蓄積し、エビデンスを提示することが重要。新たな調査も必要だが、既存の国・自治体・学術的調査にSOGIの設問を含めれば、各領域について追加予算なしでジェンダー統計に資するデータを得ることができる。
- ・誰もが安心して調査に回答できるようにするために、調査設計の工夫が必要。調査実施上の留意点や適切な設問等を含む総合的検討を継続的に行う体制を国として設けるべき。回答しても大丈夫だと思える環境、差別のない社会を作ることが重要。

神谷構成員

- ・多くのトランスジェンダーにとって、取得目的の定かでない性別欄に漫然と法律上の性別を記入させられること自体、自らの尊厳を傷つける行為となり得るとともに、差別的取扱いやアウティングの懸念も抱える。このようなトランスジェンダーの困難を十分に踏まえるという前提の上で、ジェンダー統計の必要性を認識しており、一律の性別欄の排除は憂慮をしており、SOGI（性的指向、性自認）を含めた包摂的なジェンダー統計の在り方を模索すべきではないかと思っている。

- ・ 具体という中では、取得・表示する必要性のない性別欄についての洗い出しが必要である。性別欄を設ける場合は、その理由と、そして、何の性別情報が求められているのかを明記すべき。雇用管理上の性別なのか、生活上の性別なのか、性自認なのか。どの性別情報、どの時点なのかを聞くことが大事になる。

神林構成員

- ・ 統計における性別欄の在り方を検討する際には、性別欄が行政行為のために必要なのか（業務データ）、政策の立案・評価のために必要なのか（調査データ）を考える必要がある。
- ・ 調査項目の変更を検討する際には、国際的に関心が高まっているほか、日本においてもきちんと統計として調査しなければいけない実態がある、ということを念頭に置くべきだ。
- ・ 性別欄は、各種政府統計が持っている統計のベースになる母集団フレームをつくるときの情報として使われているため、政府統計の性別欄を変えようとすると、サンプリング戦略、標本設計を全て変えないといけなくなる。その統計、その情報を取るためだけの問題ではなくて、そのほかの統計との関係も考える必要がある。

塩見構成員

- ・ （所属組織における取組として）性別情報が必要でない場合は性別欄を設けないということの基本としている。採用プロセスの中で提出してもらうプロフィール情報には、性別欄はない。一方、入社タイミングで登録する人事台帳には、法令等への対応にも必要なことから、性別欄がある。お客様に対しては、一人一人のお客様の肌状態やニーズ・嗜好を確認して御紹介することこそが大切と考えているため、カルテやオンラインショップの登録情報や問合せフォームにおいては性別欄は設けない方向である。
- ・ 所属組織では、日本におけるジェンダー格差の解消に向けて積極的に取り組んでいる。その際、統計上の数値は参考にしており、経年で見えていくことも大事であるため、ジェンダーの情報、男女の情報はぜひ継続して取得していただきたい。

繁内構成員

- ・ 「性同一性」、「性自認」という言葉はいずれも「ジェンダーアイデンティ」の日本語訳なので意味は同じでなければならないが、異なった使われ方がなされている。「性自認」を単に「自認する性」と解釈するならば、「ジェンダーアイデンティティ」の訳語としては不適切である。
- ・ 法律ができてそれに基づいて指針、ガイドライン等を作成すべきであるが、立法の遅れにより各所に混乱が生じないように留意することが重要である。
- ・ 海外各国においては、性分化疾患の当事者団体は、一貫して性別欄に男・女以外（「その他」など）の性別欄を性分化疾患当事者に適応することには反対しており、我が国においても「その他」の欄や「性同一性（性自認）」を問うような項目は、性分化疾患当事者・家族に診断以来の二次的なトラウマを与えるものとして反対している。

- ・性別欄について国が真摯に議論を始めたことは、少数者に対する相当な配慮の表れであって、当事者にとっても確実に生きやすい社会への第一歩になる。

下山構成員

- ・今後も不必要な性別欄は廃止する必要がある一方で、ジェンダー統計上必要な男女別データは取得できるようにしなければならない。
- ・(所属組織の取組として)「申請書等における性別欄の見直しに係る調査」を行ったが、性別欄が必要かどうかは、その文書が何を目的としているものか内容を把握している所管所属による個別の判断が必要であり、同じような県有施設の使用承認申請書等であっても、性別欄を廃止しているものと男女別データを収集しているものがあるなど、所属によって判断が異なっていた。
- ・したがって、性別欄の必要性について、所管所属でも適切な判断ができるような基準が設けられたほうが望ましい。

白波瀬座長

- ・全体の中での少数派の位置づけを常に比較対照群を持って分析、検討することが重要であると共に、少数派を対象としてその実態を明らかにすることも重要である。ジェンダー統計としての中身は多層であり多様であるので、それぞれの目的・意義を恒常的に確認しなければならない。
- ・ジェンダーの多様性の観点から性別記入欄を廃止すべきとするのは単純すぎる議論だと思う。何をもって多様性とみるか、マイノリティの存在をどうとらえるか等、性別記入欄の是非だけに留まらない議論が重要と考える。特にジェンダー格差が大きい我が国においては、優先度の高い政策課題の一つがまさしくジェンダー不平等の問題であるため、解消に向けては、政策議論のための現在存在する公的データをしっかり活用していくのが重要だと思っている。

杉橋構成員

- ・性別欄の廃止は男女間の格差や差別を見えなくし、ジェンダー平等などを進めることを難しくするため、性別欄の廃止が進んでいることに危惧を持っている。二項区分の継続や性別欄の廃止ではなく、性的マイノリティの困難に寄り添った形での性区分を公的文書や公的統計においても取り入れるべきだ。
- ・公的統計において SOGI（性的指向、性自認）の調査を取り入れることは、性的マイノリティと非性的マイノリティとの公平や公正等の観点、性的マイノリティの人権の観点から必要があるだけではなく、実態をより正しく把握するというデータの品質の観点から必要だと考える。ジェンダー統計論・ジェンダー統計研究においても、性の二項区分から SOGI を加えた形に展開していくべきでその過程にある。

各構成員および事務局による発表資料は以下のURLを参照。

[五十音順]

岩本構成員「性別欄とジェンダー統計をめぐる動向と課題」

https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/wg-seibetsuran/sidai/pdf/wg07_3.pdf

釜野構成員「社会調査に SOGI 項目を含める -Why & How -」

https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/wg-seibetsuran/sidai/pdf/wg07_4.pdf

神谷構成員「ジェンダー統計と性別欄を検討するにあたって前提となる
トランスジェンダーをめぐる困難について」

https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/wg-seibetsuran/sidai/pdf/wg03_5.pdf

神林構成員「調査統計と業務統計の違い、技術的に考えるべき論点」

https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/wg-seibetsuran/sidai/pdf/wg04_2.pdf

塩見構成員「資生堂の D&I」

https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/wg-seibetsuran/sidai/pdf/wg04_3.pdf

繁内構成員「性同一性と性自認」

https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/wg-seibetsuran/sidai/pdf/wg02_3.pdf

下山構成員「申請書等における性別欄の見直しに係る調査について」

https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/wg-seibetsuran/sidai/pdf/wg03_6.pdf

白波瀬座長「ジェンダー多様性からみる性別記入欄の検討：ジェンダー統計の観点から」

https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/wg-seibetsuran/sidai/pdf/wg04_4.pdf

杉橋構成員「ジェンダー統計の重要性」

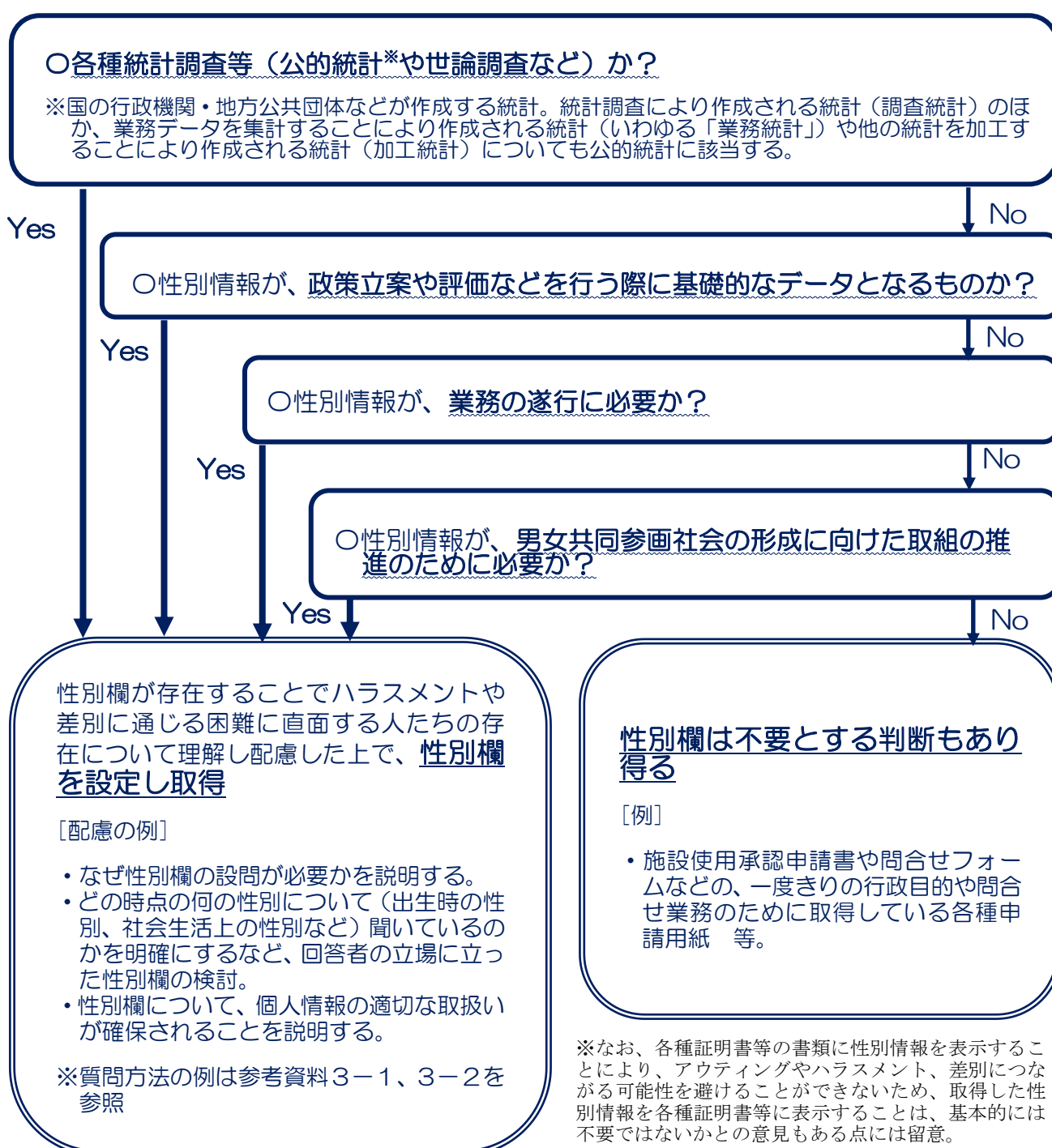
https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/wg-seibetsuran/sidai/pdf/wg07_5.pdf

内閣府説明資料「ジェンダー統計の観点からの性別欄の取扱い（更新）について」

https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/wg-seibetsuran/sidai/pdf/wg07_1.pdf

性別情報の取得について検討する際のフローチャート

以下は、主に、地方公共団体を含む行政機関が性別欄の要否について検討する際の参考。詳細については、本文 2. ジェンダー統計の観点からの性別欄の基本的な考え方を参照。また、諸外国の統計調査における質問方法の例については参考資料 3-1、国内の調査等における質問方法の例については、参考資料 3-2、地方公共団体における性別欄見直しの例については、参考資料 3-3 を参照。



性別欄の例

参考資料 3－1、3－2、3－3、3－4 として例示するものは、ワーキング・グループの議論において紹介された事例という意味で参考資料としたが、それぞれについて推奨することを目的として掲載しているものではないことを留意されたい。

(参考資料 3－1)

諸外国の統計調査における性別欄の例^{17 18}

以下は、諸外国の統計調査における性別欄および調査ガイドラインの例。なお、「sex／セックス」は「生まれつきの生物学的性別」、「gender／ジェンダー」は「社会的・文化的に形成された性別」と定義される¹⁹。多様な性への配慮若しくは調査を行っている諸外国の統計調査における性別欄においては、出生時の性別を聞いた上で、自認するジェンダーを聞いている場合が多く見られる。

米国

人口センサス（国勢調査、2020 年）²⁰

The image shows a portion of the 2020 US Census questionnaire. It is divided into two sections for 'Person 1' and 'Person 2'.
Person 1 Section:
 Question 6: 'What is Person 1's sex? Mark ☒ ONE box.'
 Options: ☐ Male, ☐ Female.
Person 2 Section:
 Question 3: 'How is this person related to Person 1? Mark ☒ ONE box.'
 Options (in two columns):
 - Opposite-sex husband/wife/spouse
 - Opposite-sex unmarried partner
 - Same-sex husband/wife/spouse
 - Same-sex unmarried partner
 - Biological son or daughter
 - Adopted son or daughter
 - Stepson or stepdaughter
 - Brother or sister
 - Father or mother
 - Grandchild
 - Parent-in-law
 - Son-in-law or daughter-in-law
 - Other relative
 - Roommate or housemate
 - Foster child
 - Other nonrelative
 Question 4: 'What is this person's sex? Mark ☒ ONE box.'
 Options: ☐ Male, ☐ Female.

¹⁷ 詳細は、内閣府説明資料を参照。

¹⁸ 多様な性への配慮若しくは調査を行っている事例以外も紹介している。なお、諸外国の事例をそのまま日本で使えるかどうかについては、精査の余地があるとの意見があった。詳細は釜野構成員の発表資料を参照。

¹⁹ 第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）用語解説より。

²⁰ 出典：United States Census Bureau ホームページ https://www.census.gov/programs-surveys/decennial-census/technical-documentation/questionnaires.2020_Census.html

SEX

What is (name of person talking about)'s sex?

- 1 Male
- 2 Female

S_RRP

How (are / is) (name/you) related to (reference person's name/you)?

- 42 Opposite-sex Spouse (Husband/Wife)
- 43 Opposite-sex Unmarried Partner
- 44 Same-sex Spouse (Husband/Wife)
- 45 Same-sex Unmarried Partner
- 46 Child
- 47 Grandchild
- 48 Parent (Mother/Father)
- 49 Brother/Sister
- 50 Other relative (Aunt, Cousin, Nephew, Mother-in-law, etc.)
- 51 Foster_Child
- 52 Housemate/Roommate
- 53 Roomer/Boarder
- 54 Other nonrelative

²¹ 出典 : United States Census Bureau ホームページ <https://www.census.gov/programs-surveys/cps.html>

D6 What sex were you assigned at birth, on your original birth certificate?

- ☐ Male (1)
- ☐ Female (2)

D7 Do you currently describe yourself as male, female or transgender?

- ☐ Male (1)
- ☐ Female (2)
- ☐ Transgender (3)
- ☐ None of these (4)

D8 Just to confirm, you were assigned "\${D6/ChoiceGroup/SelectedChoices}" at birth and now you describe yourself as "\${D7/ChoiceGroup/SelectedChoices}". Is that correct?

- ☐ Yes (1)
- ☐ No (2)

D9_second Which of the following best represents how you think of yourself?

- ☐ Gay or lesbian (1)
- ☐ Straight, that is not gay or lesbian (2)
- ☐ Bisexual (3)
- ☐ Something else (4)
- ☐ I don't know (5)

²² 出典: United States Census Bureau ホームページ <https://www.census.gov/programs-surveys/household-pulse-survey.html>

EUROSTAT

Standardised key social variables²³

(1) Sex

Name of the variable

Sex

Scope

All social micro-data collections concerning households/persons (EU-SILC, EU-LFS, HBS, AES, EHIS, HETUS and ICT HH)

Variable definition

Reporting unit Individuals

Filter None

Concept The variable refers to the biological and physiological characteristics that define a person to be either male or female.

Category concept

Data should be categorised into 'male' or 'female'.

Categories for the variable

Sex
Male
Female

Implementation guidelines

In case the biological sex of a person is not known, the information should be replaced by either the administrative sex (administrative data) or the self-declared sex (survey data).

For data transmission to Eurostat the categories 'not stated' and 'not applicable' are not allowed for the variable 'sex'. During data collection additional categories deemed necessary at national level might be used but each data record valid for transmission must contain information on the sex of the person to whom it refers. In the absence of this information, information on the variable should be imputed into the data record by attributing the most plausible value.

The quality reporting related to the variable 'sex' should contain information on the number of records where the sex is imputed.

Reference question

Depending on the data collection mode or information being available from administrative sources it might usually not be necessary to ask the respondents directly. In the case when this information needs to be asked directly to the respondents the recommended question is: "What is your sex?"

²³ 出典 : EUROSTAT <https://ec.europa.eu/eurostat/documents/54431/1966394/Standardised-key-social-variables.pdf>

英国（イングランド、ウェールズ）

人口センサス（国勢調査、2021 年）²⁴

3 What is your sex?

➡ A question about gender identity will follow if you are aged 16 or over

☐ Female

☐ Male

26 Which of the following best describes your sexual orientation?

➡ This question is **voluntary**

☐ Straight/Heterosexual

☐ Gay or Lesbian

☐ Bisexual

☐ Other sexual orientation, write in

27 Is the gender you identify with the same as your sex registered at birth?

➡ This question is **voluntary**

☐ Yes

☐ No, write in gender identity

²⁴ 出典：Office for National Statistics ホームページ

<https://www.ons.gov.uk/census/censustransformationprogramme/questiondevelopment/census2021paperquestionnaires>

英国 (スコットランド)

人口センサス（国勢調査、2022 年）²⁵

3 What is your sex?

☐ Female ☐ Male

4 Do you consider yourself to be trans, or have a trans history?

- ◆ This question is **voluntary**
- ◆ Answer only if you are aged 16 or over
- ◆ Trans is a term used to describe people whose gender is not the same as the sex they were registered at birth
- ◆ Tick **one** box only

☐ No

☐ Yes, please describe your trans status (for example, non-binary, trans man, trans woman):

8 Which of the following best describes your sexual orientation?

- ◆ This question is **voluntary**
- ◆ Answer only if you are aged 16 or over
- ◆ Tick **one** box only

☐ Straight / Heterosexual

☐ Gay or Lesbian

☐ Bisexual

☐ Other sexual orientation, please write in:

英国（北アイルランド）

人口センサス（国勢調査、2021 年）²⁶

3 What is your sex?

☐ Female ☐ Male

24 Which of the following best describes your sexual orientation?

☐ Straight/Heterosexual

☐ Gay or Lesbian

☐ Bisexual

☐ Other sexual orientation, write in

☐ Prefer not to say

²⁵ 出典: Scotland's Census ホームページ <https://www.scotlandscensus.gov.uk/>

²⁶ 出典：Northern Ireland Statistics and Research Agency ホームページ <https://www.nisra.gov.uk/>

カナダ

人口センサス（国勢調査、2021 年）²⁷

2 What was this person's **sex at birth**?

Sex refers to sex assigned at birth.

☐ Male
☐ Female

3 What is this person's **gender**?

Refers to current gender which may be different from sex assigned at birth and may be different from what is indicated on legal documents.

☐ Male
☐ Female

Or please specify this person's gender:

オーストラリア

人口センサス（国勢調査、2021 年）²⁸

	Person 1 The <i>householder</i> if present, otherwise any adult member of the household.	Person 2 The <i>spouse</i> or <i>partner</i> of 'Person 1' if applicable, otherwise <i>any other person present</i> .
Please use CAPITAL letters only. 7. Is the person: • Mark box, like this: — (i) Go to www.census.abs.gov.au/questions for more information.	☐ Male ☐ Female ☐ Non-binary sex	☐ Male ☐ Female ☐ Non-binary sex

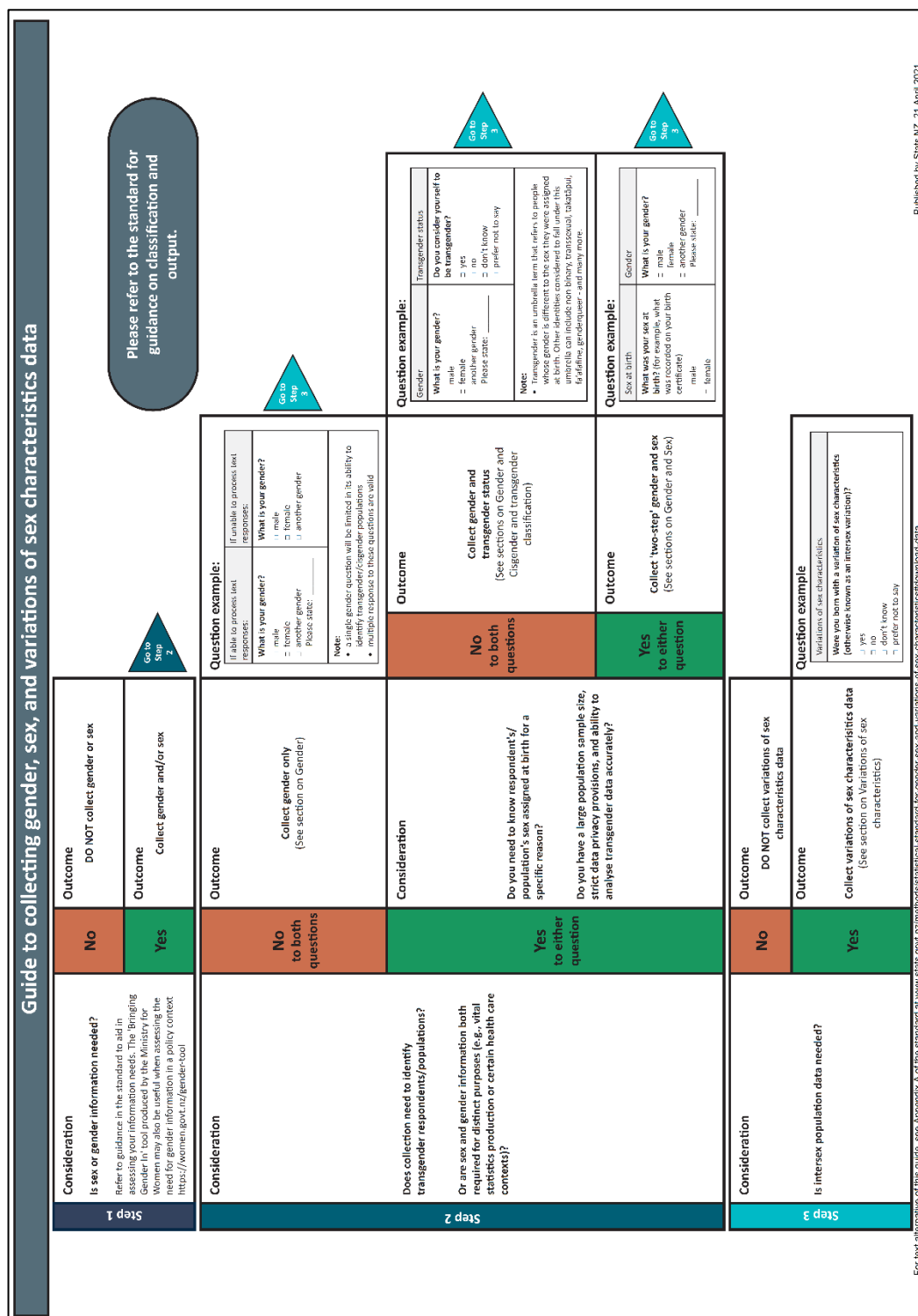
²⁷ 出典：Statistics Canada ホームページ

<https://www12.statcan.gc.ca/census-recensement/2021/ref/questionnaire/index-eng.cfm>

²⁸ 出典：Australian Bureau of Statistics ホームページ

<https://www.abs.gov.au/>

Guide to collecting gender, sex and variations of sex characteristics data
(2021 年 4 月公表) ²⁹



²⁹ 出典 : Stats NZ ホームページ

国内の調査等において使用されている性別欄の例

以下は、構成員から紹介された、国内の調査等において、現時点で使用されている性別欄の例。なお、参考資料 3－1 で紹介した諸外国の統計調査における性別欄の例は、専門委員会を立ち上げて数多くの試験的調査を重ねた上で、何年もかけて検討されているが、以下には統計調査の事例が含まれず、諸外国の事例とは検討の経緯が異なることに留意が必要。

<複数の問いを設けている場合>

令和元年度 厚生労働省委託事業 職場におけるダイバーシティ推進事業 労働者アンケート調査³⁰

Q1 あなたの 出生届に記載された性別は次のうちどれですか。 1 ☐ 男性 2 ☐ 女性
次へ
Q2 あなたの 自認する性別は次のうちどれですか。 1 ☐ 男性 2 ☐ 女性 3 ☐ どちらでもない 4 ☐ 決めたくない・決められない 5 ☐ 状況などによって変わる・揺れ動く 6 ☐ その他(具体的に)

³⁰ 出典：厚生労働省ホームページ「職場におけるダイバーシティ推進事業について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/0000088194_00001.html

ここからは、あなたの性別、恋愛、性にかかわることをうかがいます。
性のあり方を多角的にとらえ、今後の埼玉県の施策を考えるうえで
重要となってまいりますので、無理のない範囲でお答えください。

問23 あなたの性別をお答えください。（出生時の戸籍・出生届の性別）

※「出生時」とは、生まれたときにもっとも近い時点のことを指します。

（あてはまる番号1つに○）

1. 男性 2. 女性

問24 あなたは今のご自分の性別を、出生時の性別（問23で○をつけたもの）と同じだととらえていますか。

（あてはまる番号1つに○）

1. 出生時の性別と同じ 2. 別の性別だととらえている
3. 違和感がある

問25 （問24で 2. 別の性別だととらえている や 3. 違和感がある と答えた方におたずねします。）

今の認識にもっとも近い性別をお答えください。（あてはまる番号1つに○）

1. 男性
2. 女性
3. 男性・女性のどちらでもあると認識している
4. 男性・女性の間であると認識している
5. 男性・女性のどちらでもないとして認識している
6. 自分の性別が揺れ動いていると認識している
7. その他（具体的に ）

問26 次の中で、あなたにもっとも近いと思うものに○をつけてください。（あてはまる番号1つに○）

1. 異性愛者、すなわちゲイ・レズビアン等ではない（異性のみに性愛感情を抱く人）
2. ゲイ・レズビアン・同性愛者（同性のみに性愛感情を抱く人）
3. バイセクシュアル・両性愛者（男女どちらにも性愛感情を抱く人）
4. アセクシュアル・無性愛者（誰に対しても性愛感情を抱かない人）
5. 決めたくない・決めていない
6. 質問の意味が分からない

問27 （問26で 5. 決めたくない・決めていない と答えた方におたずねします。）

その理由でもっとも近いものは次のうちどれですか。（あてはまる番号1つに○）

1. 自分は異性愛者ではなく、クィア、パンセクシュアルなど、別のアイデンティティをもっている
2. まだ決めていない、今決めようとしている最中、迷っている、1つに決められない
3. 自分に「異性愛者」、「同性愛者」、「両性愛者」、「無性愛者」などといったラベルをつけていない・つけたくない、分類しない・したくない
4. その他（具体的に ）
5. 問26で使われていた用語や、質問の意味がわからなかった

³¹ 出典：埼玉県ホームページ「埼玉県 多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査の結果について」
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0303/2020lgbtqchousa.html>

性の多様性について

性的マイノリティ(性的少数者、LGBT、LGBTQとも)とは、

L:レズビアン:女性として女性が好きな人

G:ゲイ:男性として男性が好きな人

B:バイセクシュアル:同性にひかれる場合も異性にひかれる場合もある人

T:トランスジェンダー:こころの性とからだの性の不一致や違和感を感じる人

(出生時の性別とは異なる性別として生きる人)

Q:クエスチョニング:自分の性のありようについて迷っている人、決めていない人など、いわゆる「ストレート」(こころとからだの性が一致していて、異性にひかれる人)でない、性のありようの人たちを指します。

問18 性的マイノリティ(性的少数者、LGBTまたはLGBTQ)について、どの程度ご存知でしたか。(1つだけ)

- | | |
|---------------------|------------|
| 1 内容まである程度知っている | 3 聞いたことがない |
| 2 聞いたことはあるが、内容は知らない | |

問19 あなたの性別(出生時の戸籍・出生届の性別)をお答えください。(1つだけ)

- | | |
|------|------|
| 1 男性 | 2 女性 |
|------|------|

問20 あなたは今のご自身の性別を、出生時の性別と同じだとらえていますか。(1つだけ)

- | | |
|-------------|---------------------------|
| 1 出生時の性別と同じ | 2 別の性別だとらえている
3 違和感がある |
| | |

【問20で2か3を回答した方に】

問20-2 今の認識に最も近い性別を教えてください。(1つだけ)

- | |
|--------------------------|
| 1 男性 |
| 2 女性 |
| 3 男性・女性のどちらでもあると認識している |
| 4 男性・女性の間であると認識している |
| 5 男性・女性のどちらでもないとして認識している |
| 6 自分の性別が揺れ動いていると認識している |
| 7 その他(具体的に |

)

³² 出典：東京都渋谷区 「令和2年度 男女平等および多様性社会推進に関する調査報告書」

(前半) <https://www.city.shibuya.tokyo.jp/assets/kusei/000058285.pdf>

(後半) <https://www.city.shibuya.tokyo.jp/assets/kusei/000057036.pdf>

ここでは、あなたの性別、恋愛、性にかかわることをうかがいます。性のあり方を多角的にとらえ、学術研究や、国・自治体の施策を考える上で、重要となっております。

問 44 あなたの性別に○をつけてください。〔出生時の戸籍・出生届の性別〕(○は1つ)

- 1 男 2 女

※「出生時」とは、生まれたときにもっとも近い時点のことをさします。

問 45 あなたは今のご自分の性別を、出生時の性別（上で○をつけたもの）と同じだととらえていますか。左側で2や3に○をした方は、今の認識をお答えください。

(○はいくつでも)

- 1 出生時の性別と同じ
2 別の性別だととらえている
3 違和感がある

今の認識にもっとも近い性別 (○は1つ)

- 1 男 3 その他
2 女 [具体的に:]

問 46 次の中で、あなたにもっとも近いと思うものに○をつけてください。(○は1つ)

- 1 異性愛者、すなわちゲイ・レズビアン等ではない〔異性のみに性愛感情を抱く人〕
- 2 ゲイ・レズビアン・同性愛者〔同性のみに性愛感情を抱く人〕
- 3 パイセクシュアル・両性愛者〔男女どちらにも性愛感情を抱く人〕
- 4 アセクシュアル・無性愛者〔誰に対しても性愛感情を抱かない人〕
- 5 決めたくない・決めていない
- 6 質問の意味がわからない

³³ 出典：大阪市民の働き方と暮らしの多様性と共生にかんするアンケート <http://osaka-chosa.jp/>
調査主体：「働き方と暮らしの多様性と共生」研究チーム(日本学術振興会 科学研究費助成事業、代表：釜野構成員)、調査協力：大阪市。本調査の準備調査等の設問設計の経緯については、釜野構成員の発表資料にて紹介されている。

< 1つの問いにおいて、男女以外の選択肢を設けている場合 >

東京都文京区 男女平等参画に関する区民調査（令和2年）³⁴

14 あなたご自身についてお伺いします			
次のF1～F6について、当てはまる数字に○を付けてください。（それぞれ○を1つずつ）			
F1 性別	1. 男性	2. 女性	3. その他の性自認

東京都新宿区 男女共同参画に関する区民の意識・実態調査アンケート（平成28年）³⁵

1. あなたご自身およびあなたの世帯について			
この調査票では、調査対象の方を「あなた」としています。			
問1. はじめに、あなたの性別、年齢をお伺いします。（○はそれぞれ1つずつ）			
(1) 性別	1 男性	2 女性	3 1・2にあてはまらない

東京都世田谷区 令和3年度 世田谷区民意識調査³⁶

F1 あなたの性別はどちらですか。（○は1つ）					
1 男性	38.4	2 女性	59.6	3 その他	0.1
					(無回答) 1.8

埼玉県久喜市 性的マイノリティに関する市民アンケート（令和2年）³⁷

問2 あなたの性別を教えてください。※自分としての認識でお答えください。（1つだけに○）			
1. 男性	2. 女性	3. その他	

³⁴ 出典：東京都文京区 男女平等参画に関する区民調査

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/var/rev0/0214/1501/2021412163629.pdf>

³⁵ 出典：東京都新宿区 男女共同参画に関する区民の意識・実態調査アンケート（平成28年実施）

<https://www.city.shinjuku.lg.jp/content/000331054.pdf>

³⁶ 出典：東京都世田谷区 令和3年度 世田谷区民意識調査

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kusei/006/003/d00192894.html>

³⁷ 出典：埼玉県久喜市 性的マイノリティに関する市民アンケート（令和2年）

https://www.city.kuki.lg.jp/shisei/jinken_danjo/danjyo/a1000100602021030909.html

地方公共団体における性別欄見直しの例

以下は、構成員から紹介された、地方公共団体における性別欄見直しの例。詳細は、岩本構成員の発表資料を参照。また、群馬県での取組の事例については、下山構成員の発表資料を参照。

群馬県 申請書等における性別欄の見直しに係る調査³⁸



群馬県

令和3年11月9日
生活こども部生活こども課人権同和係
電話：027-226-2906 内線：2906

申請書等における性別欄の見直しに係る追跡調査結果について

性的少数者に対する理解や配慮を求める動きの広まりを踏まえ、申請書等における性別欄の実態や見直しの可否等について、昨年度に全庁調査を実施しました。
今回、同調査において見直し可能とされた文書(305文書)の状況と新規に確認された性別欄のある申請書等の状況を調査し、その結果を公表するものです。

1 調査内容

(1) 目的及び対象文書（調査対象時点：令和3年10月1日）

① 令和2年度調査結果の追跡調査（305文書）
令和2年度に本県の申請書等における性別欄の実態を調査し、併せて令和3年10月までの性別欄の見直しを依頼した。前回調査において「性別欄の廃止・見直しが可能」と回答された文書（543文書のうち305文書）について、その見直し結果を追跡調査したものの。

② 前回調査以降に確認した性別欄のある文書の実態調査（22文書）
令和3年2月1日から10月1日までに確認した性別欄のある文書(22文書)の実態を調査したものの。

(2) 調査期間
令和3年9月～10月（前回調査：令和3年1月～2月）

(3) 対象所属
知事部局、会計局、企業局、病院局、議会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局、教育委員会

2 調査結果

(1) 令和2年度調査結果の追跡調査結果

項 目	文書数	進捗率(%)
令和2年度調査で性別欄の廃止・見直しが可能とされた文書	305	—
精査した結果、今後も性別欄の記載を必要とする文書(*)	30	—
その他（精査した結果、調査の対象外であった文書等）	8	—
精査した結果、見直し可能であった文書	267	—
性別欄の廃止または表現の見直しを行った文書	220	82.4
今後、性別欄の廃止及び見直しを行う文書	47	—

(2) 令和3年度に新規で確認した文書

項 目	文書数	進捗率(%)
申請書等の様式中に、性別に係る欄のある文書	22	—
県に見直しの裁量がない文書	9	—
今後も性別欄の記載を必要とする文書(*)	4	—
見直し可能である文書	9	—
性別欄の表現の見直しを行った文書	3	33.3
性別欄の廃止または表現の見直しが可能な文書	6	—

(*) 主な理由

- ・性別により配慮や対応を区別する必要がある。
- ・統計上男女別のデータを収集する必要がある。
- ・本人確認のため性別情報を収集する必要がある。



3
持続可能な社会を築く

5
ジェンダー平等を推進する

³⁸ 群馬県生活こども課報道提供資料より。

その性別欄、必要ですか？

～ 性的少数者の人たちへの配慮について ～

申込書やアンケートなどを記入するとき、 困っている人がいます

生物学的な性(身体の性)と自認する性(こころの性)が一致しない人たち(性同一性障害の方やトランスジェンダー)などの性的少数者(セクシャルマイノリティ)の中には、性別を記入するとき、こころの性と異なる性別を記入することへの抵抗感により、精神的に苦痛を感じる方がおられます。

困りごとの例

- ❖ どう記入してよいか悩む
- ❖ 名前から分かる性別や見た目の性別と、記入した性別が異なると、何度も確認されることや、不利な扱いをされないか不安
- ❖ 性別記入により、本人の了解なく第三者に暴露(アウティング)されないか不安
- ❖ 学校で作品募集のチラシが配られたが、応募用紙に性別欄があったため応募をあきらめざるをえなかった

性別欄を見直してみましょう！

近年、性の多様性についての理解や配慮の動きが広がっています。
あなたの組織には、性別欄を削除しても業務に支障がないものがありますか？
削除できなくても、性別の記入の仕方を工夫できませんか？

性別の記入の仕方の工夫(例)

例① 男女の選択を必須とせず、任意記入の旨を記載する。

性別 (男 ・ 女 ・ 回答しない)
※該当に○を付けてください。(記入は任意です。)

性別 (☐ 男 ・ ☐ 女 ・ ☐ ())
※該当の□に✓を付けてください。(記入は任意です。)

例② 自由記入とし、未記入も可とする。

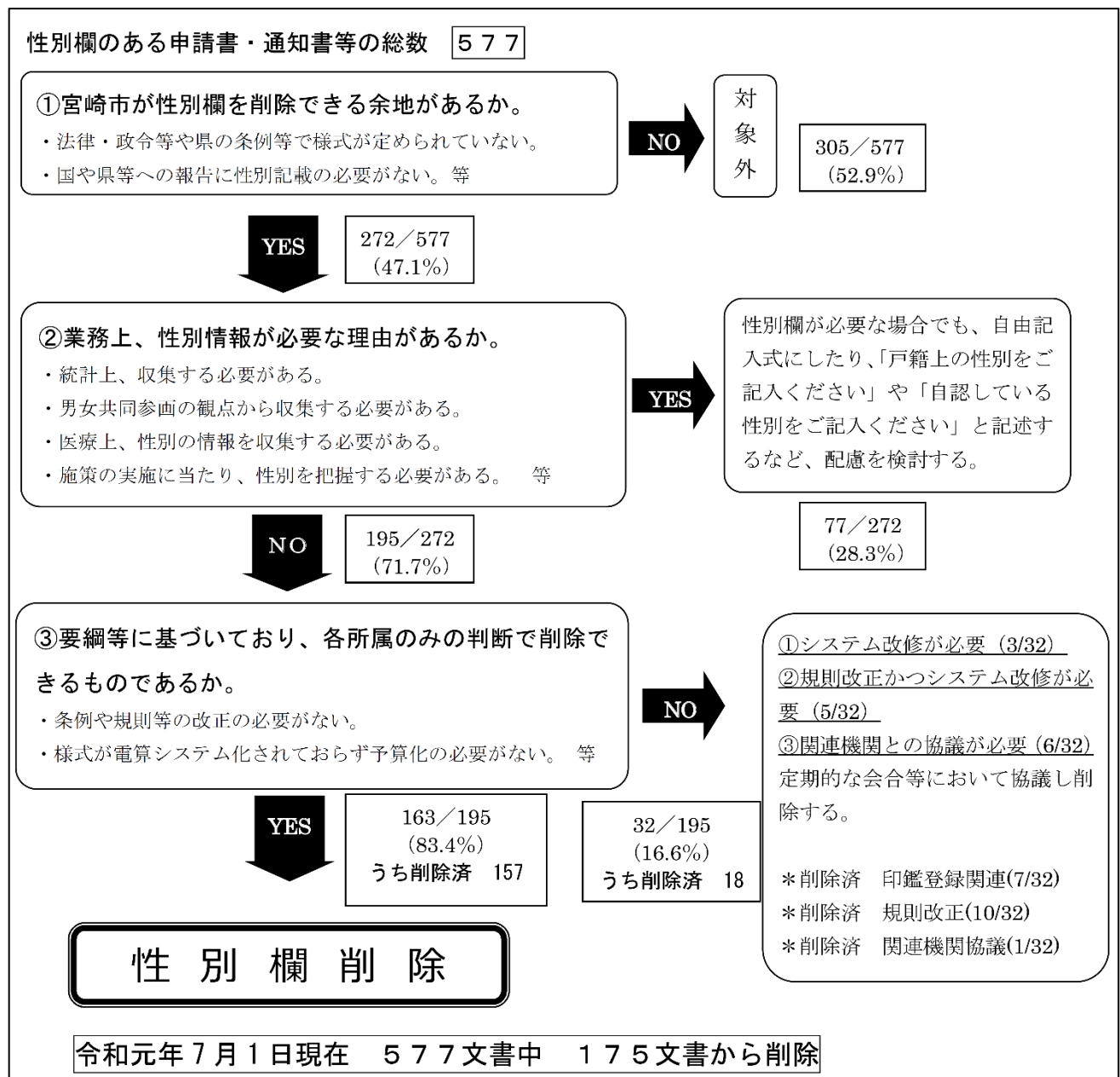
性別 ()
※答えたくない方は記入不要です。

◆富山県における取組み◆ 県では、トランスジェンダーなどの性的少数者の人たちの心情に配慮し、当事者に寄り添った取組みとして、県に提出を求める文書(申請書、届出書など)や県民に交付する文書(証明書、許可証など)の性別記載について、県が見直しを検討することができる様式の性別欄を削除または性別の記載を工夫することとしました。



富山県生活環境文化部県民生活課
〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号
TEL.076-444-9646 FAX.076-444-3477

宮崎県宮崎市 性別欄削除基準（チャート表）⁴⁰



⁴⁰ 「宮崎市における性別欄削除の基本方針」より。数字は申請書・通知書等の数（令和元年7月1日現在）。
https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/fs/7/0/2/9/5/2/_/427321.pdf

民間企業における性別欄に関する調査研究結果

株式会社インテージ「多様な性自認を尊重する調査設計とは？」⁴¹

マーケティングリサーチ会社である株式会社インテージにて、マーケティング調査において性別や属性を聴取する際に、LGBTs や多様なアイデンティティに配慮すると、どのように設問を設計できるか、以下の4種類の性別聴取の仕方について、比較・検討を行ったところ、LGBTs 層^(※1)、シスジェンダーストレート層^(※2)のいずれの層もR案の評価が高い結果となった。

●調査で示した性別の聞き方4案

性別をたずねる設問が以下のものだった場合、それぞれの項目に対するあなたのお気持ちをお知らせください。

P案

Q1

☐ 男性 ☐ 女性

もしくは ☐ 男性

Q案

Q4

☐ 男性 ☐ 女性

☐ 女性 ☐ 男性

もしくは ☐ その他 ☐ その他

R案

Q8

あなたの生まれた時の性別[出生時の戸籍上・出生届の性別]をお答えください

☐ 男 ☐ 女

あなたは今の自分の性別をうお答えになった出生時の性別と同じだと思っていますか。

☐ 出生時の性別と同じ

☐ 出生時の性別とは違う/違和感がある

☐ わからない

☐ 答えたくない

S案

Q11

性別をたずねる設問が以下のものだった場合、それぞれの項目に対するあなたのお気持ちをお知らせください。

(複数選択可)

☐ 自認している性が、女性であり異性愛者(ストレート)

☐ 自認している性が、男性であり異性愛者(ストレート)

☐ 自認している性が、女性であり同性愛者(レズビアン)

☐ 自認している性が、男性であり同性愛者(ゲイ)

☐ 自認している性が、女性であり両性愛者(バイセクシュアル)

☐ 自認している性が、男性であり両性愛者(バイセクシュアル)

☐ 女性から男性へのトランスジェンダー

☐ 男性から女性へのトランスジェンダー

☐ 決めたくない、決められない、決めていない(クエスチョニング)

☐ 上記のいずれでもない 具体的に:

☐ わからない

(※1) LGBT 以外に該当する性的マイノリティも包括した用語にしたいという意図と、一般的に知られている LGBT という用語になるべく近い形にすることで、調査対象者との用語レベルでの認識の齟齬を生まれにくくしたいという意図から、「LGBTs」という呼称を採用。

(※2) シスジェンダーとは出生性と性自認が一致する人、ストレートはヘテロセクシュアルとも言い、自身の性自認とは異なる性を好きになる人を指す用語。

⁴¹ 出典:「インテージ 知る Gallery」令和2年12月2日公開記事「多様な性自認を尊重する調査設計とは？」

<https://gallery.intage.co.jp/seikatsushadb-9/>

当該記事については、本ワーキング・グループ(第5回)において、岩本構成員から紹介があったもの。

ジェンダー統計の観点からの性別欄検討ワーキング・グループ の開催について

令和4年4月19日
計画実行・監視専門調査会

1. 趣旨

各種統計調査等における性別欄については、「男性」又は「女性」のどちらかを選択するものが多く見られる。

一方で、トランスジェンダー等への配慮を理由として、近年、性別欄を廃止するという動きが見られるところであり、ジェンダー統計の観点からは、男女別データが取得できなくなることについての懸念が生じている。

第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）においては、「ジェンダー統計における多様な性への配慮について、現状を把握し、課題を検討する」こととされている。男女共同参画の推進に当たっては、状況や課題を適切に把握するための男女別データの利活用を促進し、ジェンダーに関する視点を盛り込んだ政策の企画・立案・実施につなげることが重要である。

ジェンダー統計の観点から、各種統計調査等における多様な性への配慮についての現状を把握し、課題を検討するため、計画実行・監視専門調査会の下に、ジェンダー統計の観点からの性別欄検討ワーキング・グループ（以下「ワーキング・グループ」という。）を開催する。

2. 構成

ワーキング・グループは、別紙に掲げる者をもって構成する。

3. 運営

ワーキング・グループの運営は、計画実行・監視専門調査会運営規則（令和3年5月12日計画実行・監視専門調査会決定）の規定するところに準ずるものとし、これにより難しい場合には、座長が、ワーキング・グループの意見を聞いて、取扱いを定めるものとする。

ジェンダー統計の観点からの性別欄検討ワーキング・グループ
構成員名簿

岩 本 健 良	金沢大学人間社会研究域准教授
釜 野 さ お り	国立社会保障・人口問題研究所人口動向研究部第2室長
神 谷 悠 一	性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会（L G B T法連合会）事務局長
神 林 龍	一橋大学経済研究所教授
塩 見 朋 子	株式会社資生堂ダイバーシティ&インクルージョン戦略推進部 D&I エンパワーメントグループ グループマネージャー
繁 内 幸 治	性的指向および性同一性に関する理解増進会（L G B T理解増進会）代表理事
下 山 裕 子	群馬県生活こども部生活こども課男女共同参画室長
○白波瀬佐和子	東京大学大学院人文社会系研究科教授
杉 橋 や よ い	専修大学経済学部教授

〔 ○印：座長 〕

<関係省庁>

総務省政策統括官（統計制度担当）付統計企画管理官室

これまでの議論の経緯について

第1回 令和4年5月9日（月）開催

- ・ワーキング・グループの運営及び進め方
- ・ジェンダー統計の観点からの性別欄の検討について

第2回 令和4年5月20日（金）開催

- ・ジェンダー統計の観点からの性別欄の取扱い（更新）について
- ・構成員ヒアリング
 - 杉橋やよい構成員 「ジェンダー統計の重要性」
 - 繁内幸治構成員 「性同一性と性自認」
 - 岩本健良構成員 「性別欄とジェンダー統計をめぐる動向と課題」

第3回 令和4年6月24日（金）開催

- ・ジェンダー統計の観点からの性別欄の取扱い（更新）について
- ・構成員ヒアリング
 - 釜野さおり構成員 「社会調査にSOGI項目を含める -Why & How -」
 - 神谷悠一構成員 「ジェンダー統計と性別欄を検討するにあたって前提となるトランスジェンダーをめぐる困難について」
 - 下山裕子構成員 「申請書等における性別欄の見直しに係る調査について」

第4回 令和4年7月15日（金）開催

- ・ジェンダー統計の観点からの性別欄の取扱い（更新）について
- ・構成員ヒアリング
 - 神林龍構成員 「調査統計と業務統計の違い、技術的に考えるべき論点」
 - 塩見朋子構成員 「資生堂のD&I」
 - 白波瀬佐和子座長 「ジェンダー多様性からみる性別記入欄の検討：ジェンダー統計の観点から」

第5回 令和4年7月21日（木）開催

- ・ジェンダー統計の観点からの性別欄の取扱い（更新）について
- ・議論の取りまとめの方向性について

第6回 令和4年8月1日（月）開催

- ・ジェンダー統計の観点からの性別欄の取扱い（更新）について
- ・議論の取りまとめの方向性について

第7回 令和4年8月29日（月）開催

- ・ジェンダー統計の観点からの性別欄の取扱い（更新）について
- ・議論の取りまとめについて